

市が発注する工事の「電子契約」を開始

－デジタル化で利便性の向上と事務の効率化を図ります－

燕市では、行政手続きのデジタル化推進の一環として、建設工事請負契約業務について、9月1日から電子契約システムを導入します。本システム導入により、公告または指名通知を行う入札に伴う業務において、契約書の郵送や持参の必要がなくなり、市・事業者双方の事務の効率化が図られます。また、収入印紙も不要となるなど事業者のコスト削減効果も期待できます。

【燕市「電子契約」の概要】

1. 利用システム：クラウドサイン CLOUD SIGN（弁護士ドットコム株式会社提供）
2. 契約手順：
 - ① 事業者の利用承諾手続き
 - ② 市が電子契約システムに契約書をアップロード（事業者にメール通知）
 - ③ 契約内容を確認し、電子契約システム内で契約者がお互いに同意
 - ④ 電子契約システムが電子署名を付与
 - ⑤ 契約完了
3. 運用開始：9月1日（金）
4. 対象契約：9月1日（金）以降に用地管財課が公告または指名通知を行う入札に伴う建設工事請負契約が対象となります
5. その他：事業者にシステムの利用料はかかりません。
電子メール・インターネット環境があれば利用可能です。



「子育てするなら燕市で」



には理由がある。

本件についてのお問い合わせ先
総務部 用地管財課：瀬戸
電話 0256-77-8332（直通）